

報道関係者 各位

「山形県パートナーシップ宣誓制度」を開始します

県では、すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に発揮できる山形県の実現を目指し、「山形県パートナーシップ宣誓制度」を下記のとおり令和6年1月から開始しますのでお知らせします。

記

1 制度の概要

パートナーシップ関係にあることを宣誓した性的マイノリティのカップルに、県がその宣誓を証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度。

「パートナーシップ宣誓書受領証」を提示することにより、制度の趣旨に賛同する自治体や民間事業者の提供するサービスの一部において、法律婚のカップルと同様のサービスを受けることができます。

2 宣誓の手続き

電子申請（やまがた e 申請）又は電話による申込後、日程調整の上で来庁又はオンラインにより宣誓を行います。

3 申込開始

令和6年1月4日（木）8時30分から

※宣誓の7日前まで申込が必要です。

<関係資料>

- ・制度周知用チラシ「県民の皆様へ」
- ・制度利用者向けチラシ「制度の利用をお考えの皆様へ」
- ・パートナーシップ宣誓制度利用の手引き

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【問合せ先】

担当：しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課
課長補佐（多様性・女性活躍担当） 鈴木
電話：023-630-2346
報道監：しあわせ子育て応援部次長 高橋